

# 適正化だより

運転者を新たに雇い入れた場合、以下の対応を行わなければなりません。

- ① 運転記録証明書の取得
- ② 適性診断の受診
- ③ 初任運転者教育の実施
- ④ 健康診断の受診

## ① 運転記録証明書の取得

運転記録証明書を取得しましょう。(少なくとも3年間の記録) **要保存**  
自動車安全運転センターから申請できます。  
またアプリからでも申請可能です。アプリからの申請はこちらから



## ② 適性診断の受診 **3年間要保存**

### 初任診断 (65歳未満)

当該事業所で初めて事業用自動車に乗務する前、過去3年以内に初任診断を受診したことがない者は**初任診断**を受診する必要があります。

### 適齢診断 (65歳以上)

65歳以上の方を雇い入れた場合は**適齢診断**を受診する必要があります。  
適齢診断を受診することで初任診断は受診しなくても構いません。

→受診結果に基づき特別指導を行い、記録・保存しましょう。また、その後3年以内ごとに1回受診しなければなりません。

### 事故等引き起こした者

※**特定診断 I** または **特定診断 II** を受診しなければなりません。  
添乗指導を除く6時間の事故惹起者教育を行い、記録・保存しましょう。

## ③ 初任運転者教育の実施

過去3年以内に事業用トラックでの運転経験がない方には、初任運転者教育を行う必要があります。

指導・監督指針12項目の座学 . . . . . **座学15時間**

事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導 . . . . . **実技20時間**

合計35時間以上の教育を実施し、記録・保存が必要です。 **3年保存**

**合計35時間**

※全ト協のテキスト、国交省のマニュアルを推奨 (ネットから検索できます!)

## ④ 健康診断の受診

雇い入れ時の健康診断は1カ月以内に受診させましょう。 **5年保存**

※以前の会社等で過去3カ月以内に健康診断を受診していれば、その診断結果を使用できます。